

第二地銀協統一団信(高度障がい・三大疾病特約付)

団体信用生命保険

死亡保障・高度障がい保障に加え、

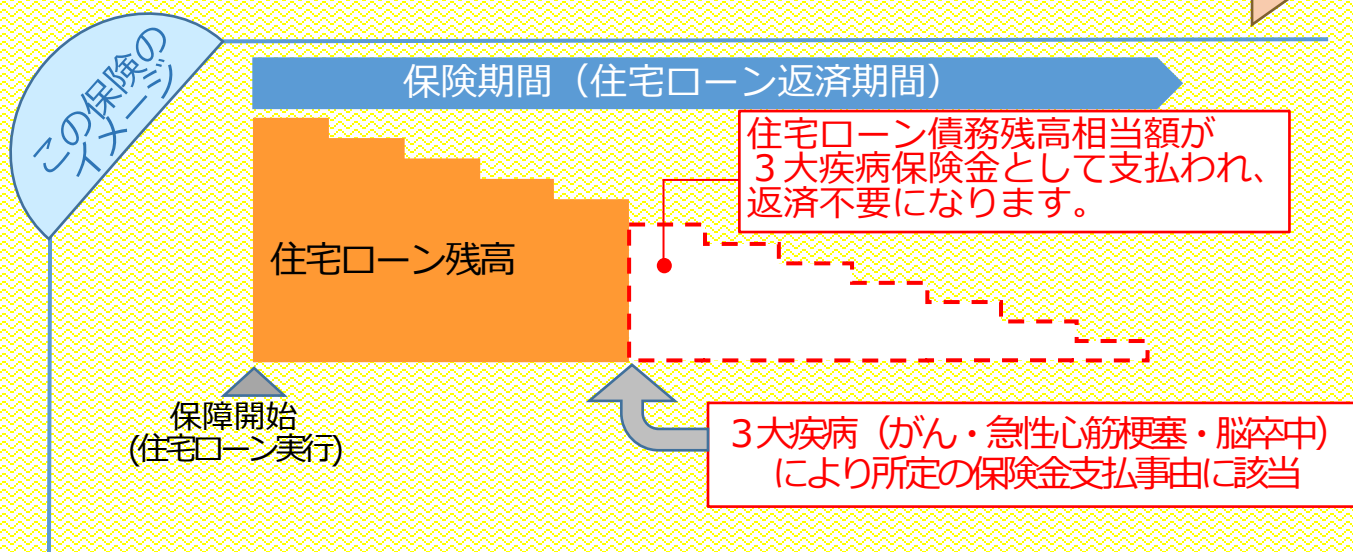
がん 急性心筋梗塞 脳卒中

(悪性新生物)

により所定の支払事由に該当された場合、
住宅ローンの返済が不要になります。



次ページの「保障内容」をあわせてご確認ください。



第二地銀協統一団信（高度障がい・三大疾病特約付）の概要

団体信用生命保険

加入対象者	住宅ローン債務者
加入年齢	加入日時点において満年齢で15歳以上51歳未満
保険金額の上限	2億円 ●第二地銀協統一団信（高度障がい付）との通算で2億円以内となります。（各取扱銀行からの借入分の債務残高合計） ●融資金額（保険金額）が3,000万円超となる場合には、所定の「健康診断結果証明書（3大疾病用）」が必要になります。
保障開始日	「融資実行日」または「引受生命保険会社にご加入を承諾した日」のいずれか遅い日
保障内容（保険金額）	死亡されたとき、所定の高度障がい状態に該当されたとき、または3大疾病〔悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中〕により所定の支払事由（※1）に該当されたときの住宅ローン債務残高相当額（※2） （※1）3大疾病保険金支払事由の概要 ●保険期間中に所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。所定の悪性新生物（がん）には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。 また、保障開始日より前に所定の悪性新生物（がん）と診断確定されていた場合や、保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物（がん）および当該悪性新生物（がん）の再発・転移等と認められる場合はお支払いの対象とはなりません。 ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、その急性心筋梗塞、脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき。 ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき。 （※1）「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 （1）医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所 なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。 （2）（1）と同等の日本国外にある医療施設 （※2）「手術」とは、急性心筋梗塞および脳卒中の治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺（せんし）などの処置および神経ブロックは除きます。 ①開頭術 ②開胸術 ③ファイバースコープ手術 ④血管・バスケットカテーテル手術 （※2）所定の範囲を超える利息等はお支払いの対象となりません。 ●保険金のお支払いに際しては所定の免責事由がありますのでご注意ください。 ●死亡保険金・高度障がい保険金・3大疾病保険金のうち、いずれかの保険金をお支払いした場合には、以後、その他の保険金をお支払いできません。

（注1）この保険は、一般社団法人第二地方銀行協会を保険契約者、同協会会員行（取扱銀行）を保険金受取人、取扱銀行の住宅ローン債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に所定の支払事由に該当された場合に、取扱銀行が生命保険会社から受取る保険金を被保険者の住宅ローン債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。

（注2）ご加入・保障内容（保険金をお支払いできない場合を含む）等の詳細につきましては、「加入申込書兼告知書」に添付の『ご加入にあたって（「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報取扱について」および「正しく告知いただくために」）』を必ずご確認ください。なお、加入申込時には「『加入申込書兼告知書』のご提出にあたって」をご使用のうえ、チェックをお願いいたします。



ご加入を希望される方は、取扱銀行に当保険の詳細についてお問合せのうえ、加入申込時の重要事項説明を十分にご確認ください！

一般社団法人 第二地方銀行協会

団体信用生命保険契約の詳細内容および加入手続きについては取扱銀行の窓口まで、当保険の取扱銀行については第二地方銀行協会（TEL：03-3262-2181（代表））までお問合せください。

<引受生命保険会社>（2023.10.1現在）

（事務幹事会社）日本生命保険相互会社

明治安田生命保険相互会社、住友生命保険相互会社、SOMPOひまわり生命保険株式会社、第一生命保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、大樹生命保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、大同生命保険株式会社、メットライフ生命保険株式会社、太陽生命保険株式会社、オリックス生命保険株式会社

《「障がい」の表記》 当ご案内では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。